東京新聞 速報 東京中日スポーツ

高浜差し止め、停止へ

3、4号機 運転中は初

大津地裁が仮処分決定

滋賀県の住民二十九人が関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の運転差し止めを求めた仮処分の申し立てで、大津地裁は九日、住民側の主張を認め、運転差し止めを命じる決定を出した。原発の運転を差し止める仮処分決定は二〇一五年四月に同じ高浜3、4号機に対する福井地裁決定（異議審で取り消し）に続き二例目で、運転中の原発の差し止めが認められたのは全国で初めて。

高浜原発は3号機が一月に、4号機が二月に再稼働されたが、4号機は機器トラブルで緊急停止した。仮処分決定は即時効力を持つため、関電は九日中に3号機の停止作業に入るが、決定を不服として異議と執行停止命令を申し立てる方針。

住民側が大津地裁に高浜原発運転差し止めの仮処分を申し立てたのは二回目。前回は一四年十一月、今回と同じ山本善彦裁判長が「再稼働が差し迫っていない」との理由で却下していた。

高浜原発をめぐっては、原子力規制委員会が一五年二月、新規制基準に適合していると判断。福井地裁は同四月に運転差し止めの仮処分決定を出したが、同十二月に地裁の別の裁判長が関電側の異議を認め、差し止め決定を取り消した。

2016年3月9日発行

ご購読のお申し込みは 0120-026-999 ホームページhttp://www.tokyo-np.co.jp/